

令和8年7月17日

資料1

第1回検討会で示された主な論点

自治税務局市町村税課

第1回で示された主な論点①

◎ 個人住民税の基礎控除等の引上げに係る基本的な考え方

- ▶ 所得税における基礎控除の上乗せ特例は、政治的に決まったという認識。「地域社会の会費」的な性格を有する住民税においては、特例分は対応しないことを前提とすべきではないか。
- ▶ 個人住民税の基礎控除の引上げについては、納税義務者の減少、地方税収の減少につながる問題であり、慎重に議論すべきではないか。
- ▶ 個人住民税には所得税と異なり、最低限の生活を行う部分に課税しない制度である非課税限度額が既にあることが最大の違い。その上で、どの程度税負担を求めるかという論点については、地域社会の費用の分担や地方財源への影響を考えると、所得税と同じ水準にする必要は必ずしもないのではないか。
- ▶ インフレを考慮して5年に一度改定される生活保護基準額を見ながら非課税限度額を定めている以上、課税最低限を構成する基礎控除をCPIに連動させる必要は必ずしもないのではないか。
- ▶ 個人住民税における物価上昇に伴う対応を行う場合には、所得税とは異なる理由付けが必要ではないか。
- ▶ 物価連動するような形で基礎控除の金額を考えるのであれば、物価が下がった場合にどうするのかということについても考えておく必要があるのではないか。
- ▶ 基礎控除を物価に連動させ、物価に対して中立的な税負担を図るのであれば、均等割の金額を物価に合わせて引き上げることも考えるべきではないか。

第1回で示された主な論点②

◎ 見直しの頻度について

- ▶ X年度税制改正で見直しを検討する場合、X-1年11月の消費者物価指数(CPI)を勘案しても、住民税の適用はX+1年6月以降であり、CPIをタイムリーに反映することは難しいため、3年に一度など、一定期間のトレンドを捉えて引き上げる仕組みとするべきではないか。
- ▶ 物価上昇により控除の実質的な価値が減少することに対応するのであれば、所得税の基礎控除の見直しが行われる2年に一度のタイミングで1~2万円程度上げるという形でついて行くのが適度な方法ではないか。
- ▶ 非課税限度額については、生活保護基準が5年ごとに見直される際に検討しており、これと平仄を合わせることも考えられるのではないか。
- ▶ 所得税の基礎控除は2年ごとに見直すこととされたが、仮に住民税も2年ごとに見直すこととするのであれば、所得税と周期を合わせるべきではないか。
- ▶ 所得税と同じ頻度で見直しが行われることは、市町村や中小企業の事務負担の観点からは厳しいのではないか。

第1回で示された主な論点③

◎ システム改修や事務負担について

- ▶ 賦課課税である住民税については、市町村におけるシステム改修や事務負担が課題となる。市町村が実務上対応可能であるかを踏まえる必要があるのではないかな。
- ▶ 全国の自治体がシステム標準化に取り組んでいる中で、システムベンダーを確保できるか、適切なコスト負担で実施できるかについては懸念がある。自治体のシステム改修については、適切な財政措置が行われるべきではないかな。
- ▶ 単純に基礎控除を引き上げるのであれば対応しやすいが、変数を増やす場合は改修の規模が大きくなるため、対応が難しくなるのではないかな。
- ▶ 市町村は、職員の給与支払者としても、税制改正に対応する費用等を負担する必要がある。

◎ その他

- ▶ 非課税限度額と生活保護基準額の整合性は取れるように議論する必要があるのではないかな。
- ▶ 非課税限度額は、所得税には無い制度であり、必ずしも所得税の基礎控除が改正された際に検討しなければならないものではないのではないかな。
- ▶ 個人住民税は、社会保障給付等の判定基準として幅広く使われている。そのため、個人住民税の非課税限度額等を物価に合わせて見直すの改定をCPIに連動させることの是非については、単純な物価調整の問題にとどまらず、社会保障給付等への影響も踏まえて議論をする必要があるのではないかな。